

令和元年 5月

豊川市における納税通知書、納付書、課税・納税証明書等の年度表示（元号表示）について

豊 川 市

5月1日より元号が改正されましたが、豊川市では今年度分の納税通知書、納付書、課税・納税証明書等の年度表示を「平成31年度」と表示し、通知・交付しています。

この度の元号改正に伴い、国から改元日（5月1日）以降に作成する文書及び会計年度については原則として新元号である「令和」を使用するよう示されていますが、併せて「平成」と表記することがやむを得ない場合は旧元号での表示も有効である旨認められています。

参考：平成31年4月1日 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（抜粋）

2の（2）改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。やむを得ず申請、届出等（以下「申請等」という。）又は処分の通知等（以下「通知等」という。）の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効なものであるが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば次に掲げる対応を行うものとする。

（対応例）

- ・訂正印や手書きによる訂正
- ・文書や画面上の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、書面の交付

※ 当文書は「平成」表示が法的に有効であることを説明する書面として作成したものです。

※ 豊川市においては、システム運用の都合により、今年度分の市税の納税通知や課税・納税証明書等はすべて「平成31年度」と表示します。

【問い合わせ先】

住民税・軽自動車税に関すること	市民税課	Tel0533-89-2129
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	Tel0533-89-2130